

日清・日露戦後期研究の成果と課題

—— 明治・大正期の町村をめぐって ——

松田隆行

はじめに

本稿は、日清・日露戦後期から大正年間末期に至るまでの時期について、従来の研究の成果を整理するとともに、今後の課題を明らかにすることをその目的とする。当該時期の研究は多数であり、その論点も多岐にわたるが、本稿においては、当該時期の町村を分析した研究を中心に検討して、成果と課題を整理することにした。

このような視角をとる理由は、当該時期の町村の実態を解明することはいかにして可能となるのか、そしてその解明は当該時期の歴史像の構成にいかなる有効性を持ち得るのかを検討する必要があると考えるからである。論の展開としては、従来の研究を検討しつつ進めて行くことにしたい。

一 地方利益欲求をめぐって

まず最初に挙げるべきは、有泉貞夫の一連の研究であろう⁽¹⁾。有泉の研究は、県についての分析であるが、それ以降の研究に大きな影響を与えており、その検討を避けて通ることはできない研究であるといえよう。

有泉の問題意識は次のようなものである。日本近代史の各時期において、地方的・局地的利害が、積極的に政治に関与しようとした諸個人・諸集団を拘束し、彼等の国家権力との関係の両方を規定する少なからぬ役割を果たしてきた。だが従来の研究は、これに言及することはあっても、これを主要な対象として見据えたことはなかった。そこで、明治期を通じて、道路・港湾・河川改修、鉄道・

官公立学校誘致、各種補助金獲得などの地方的・局地的利益欲求を対象として、その生成・膨脹・多様化がいかに進展し、それがどのように諸個人・諸集団を拘束して各時期特有の地方政治状況を形成し、中央政局にまで规定的影響を及ぼしていくかという、政治史の基礎過程の解明をめざすことがその問題意識である。

では、日清・日露戦間期についての有泉の分析をみてみよう。この時期の地方財政についての従来の研究は、地方財政に押付けられた戦後経営分担課題（＝一般的農工殖産とその産業基盤の育成）が地方で実際如何に遂行されたのか、その過程でどのような具体的問題が生起するかを検討していない。しかし、なぜこの時期に府県会が分担課題を受け入れたかは検討に値する問題であるとして、以下の分析をしている。

かつては土木費・教育費・勸業予算案をめぐって府県知事（県令）と府県会はきびしく対立し、予算案はしばしば大幅削減を受けた。その過程で府県会の同意取付けの手段として若干の国庫補助金供与が効果をもった。ところが、この状況は、日清戦争を期的下限として大きな変化をみせ、明治一〇年代に見られたような府県会あげての反対に府県当局が直面するような事態はほとんど起こらなかった。この変化の背景には、道路河川の改修・府県立学校増設・各種勸業補助金などを求める局地的利益欲求が、膨脹し多様化し抗し難い力となって、府県会議員たちを県民全体の負担増大を招いても局地利益を実現させようとする方向に動かしたということがあった。しかも局地的利益欲求の内容は、地方財政に押付けられた戦後経営分担課題の内容と重なり合うものであった。この欲求と課題の間を官僚・政党がそれぞれの意図・思惑をもって媒介することを通して、

府県土木・教育・勸業費の膨脹とこれを賄う地租割・戸数割負担の増大が実現して行く過程が地方政治の新局面となった。官僚は、この局地利害によって地方官が地方民の方向に引きずられて、政府側の目的が達せられなくなる事態を恐れた。やがて、明治三〇年代に入ると、そうした局地利害は、同種異種の「利益交換」やばら蒔き「総花政略」で調整される傾向が目立ちはじめた。政党は知事と関係地域を媒介し「利益交換」を取纏めて、府県政を動かす実体となり、知事は政党の力を借りて地域間の「利益交換」で県会を取纏めることに努めねばならなくなった。こうして、国家官僚の主導性と政党のフィクサー的機能が相互依存的に膨脹する地方利益欲求実現を制御し、この過程で戦後経営地方分担課題の遂行と地方政治の政党化、政党とくに自由党↓政友会系の党勢拡張が並行的に進むというのが、地方政治状況の大まかな見取図となる。

日露戦後・大正期への展望について、有泉は次のように述べている。日露戦争の勝利によって、それまで長年の軍拡財政負担に耐えてきたことについて国家へ代償を求め「積極主義」による地方利益実現要求が前面に押し出されてきた。しかし、それを満足させることは、当時の国家・府県財政に可能な筈はなかった。これまでのように山梨県を素材とした検討からは、この時期の地方政治状況の一般的特質を浮び上がらせることは困難である。なぜなら、この時期に山梨県は二度の大水害に打ちのめされ、県財政は膨大な負債を背負わされ、そのため災害復旧事業を除く地方利益欲求自体が抑制されたと見られるからである。そこで、日露戦後から大水害の傷が一応癒える大正末期までの地方政治状況の推移を見直し、そこにおいて進行する政友・非政友両派の同質化⇨積極主義傾斜という現象を指摘して、それは山梨県以外でも妥当するものであろうとしている。

有泉の論は、「地方利益欲求」を正面から取り上げたという点において画期的な意義をもつといえるが、難点がないわけではない。先ず、地方議会の審議過程の分析のみがなされ、社会・経済史的分析

がなされていないため、本来の目的である地方政治状況の解明が十分になされていない。そもそも、各時期における「利益」とはそれぞれ何なのか、なぜ地方で補助金を欲しがるのが、各時期について説得力のある実証をともなった上で十分に明らかにされているとはいえない。また、「利益」欲求が「膨脹」したと述べられているが、いったい、どのように「膨脹」したのか、又、なぜ「膨脹」したのかについても、具体的な実証をともなった形では述べられていない。つまり、有泉の問題意識からすれば、「利益」を歴史的概念として駆使して論を展開しなければならぬにもかかわらず、それがなされていないために、各時期の「利益」が具体的にどのようなものが見えてこないのである。これは社会・経済史的分析の欠如から必然的に生じたことであって、議会の分析のみでは、結局のところ「地方政局史」に終わってしまうのである。また、地方財政を対象とした検討がなされていない点も問題である。次に、有泉の研究においては、地方統治・支配についての分析がなされていない。また、名望家については、もっぱら「利益」との関連で、議会へ反映されるその意志のみが問題とされており、いわゆる「名望家」、「名望家支配」についての具体的な分析はなされていない。いったい、「名望家」とは、どのような人物なのか。「名望家支配」とはどのような支配なのか。この著作においてはこうした地域社会における問題を分析しないままに「名望家」概念を使用しているが、これらの点こそ山梨県の具体的事例に即して解明すべき点であろう。また、地方制度そのものを対象とした分析はほとんどなされておらず、制度史的研究との接点がない。その接点をつけていくことは今後の課題であろう。

二 町村行財政と政治状況

有泉の研究をふまえて、それ以降の研究は進展していく。その中でも、町村の分析を行った研究として注目すべきは、筒井正夫の一連の研究であろう。以下においては、筒井の研究を検討することに

したい。

先ず、筒井の「初期議會」期および日清「戦後経営」期についての分析から検討する(2)。筒井は、有泉の研究について、国家による財政資金・補助金による地域利益誘導策を、民党が藩閥政府との妥協を強いられ体制内化していく基底的要因として重視していることは、天皇制国家の地域支配における名望家層の同意獲得装置としての政党の役割を喚起した点において示唆的であるとしつつも、問題点が残されているとする。先ず第一に、民党がかつての民力休養のスローガンを捨てて「積極主義」への転換を可能にさせた地域社会における経済的条件が明確にされていない点である。第二に、政府が名望家層を体制内化する論理、また名望家が中下層民を自己の支配下におく論理が、すべて地方利益誘導であり、時代貫通的な地域利益誘導一元論といわざるをえない。しかし、地域利益誘導は、名望家層の国家への取り込み策としては効果を発揮したと考えられるが、地域末端の中下層民を国家および名望家層の支配のもとに統合化するには決して十全なものたりえなかった。そのためには、今一つの支配装置、すなわち被支配層の「同意と支持」の獲得装置が必要であった。それゆえ、「同意と支持」の形成において重要な役割を果たした、政党、学校等教育諸機関、農会・報徳社などの勸業諸団体、地方行政機構などの分析が必要であるとする。

以上の点を踏まえて、筒井は、静岡県駿東郡御殿場地域を対象として分析を行っていく。先ず、『県統計書』その他を使用して、商業流通過程、農業生産、地方金融、農事改良事業などの地域経済の実態を検討し、さらに『町会議事録』や『町会決議録』、さらに村会議員の日記などに基づいて町村財政の動向、政治状況へと検討を進めていく。その分析の結論として、筒井は、確立期天皇制国家における地域支配のあり方として二様式の支配形態があるとす。一つには、政党を媒介とした地域利益誘導方式であり、一つには、農会活動にみられた生産農民の部落を基盤とした組織化であるというのである。

この両者は、密接に結びついた、互いに他を不可分の要素とする支配形態である。すなわち、第一に地域利益を実現するための財政資金および補助金の存在は増税を不可避とし、そのために租税負担能力強化 \parallel 農業生産力上昇が図られなければならない。それゆえ農会等による生産・流通の両面での組織化が必要になる。第二に、地域利益として噴出するものは、道路・橋梁・鉄道(停車場)等の交通・運輸手段と学校・役場・隔離病舎等の地域社会の行政維持と住民の生活・教育条件等であり、これらは社会資本の整備・拡充のための要求であると規定できる。これに対して農会活動等による生産農民の組織化は、農業生産過程そのものに関する改良事業をその内容としている。これら二側面の整備・改良が相携えて初めて生産力基盤が上昇し、資本主義の確立に見合った地域住民の生活ならびに生産の諸条件も整備される。第三に、この二系列の支配形態は、寄生地主制の確立と照応して登場し、寄生地主の村落支配の安定化を支える役割を担っていた。すなわち、寄生化によって彼らの村落末端における生産農民への直接的支配は、不安定にならざるをえない。そこで彼らは、一方で国家の唱える日清「戦後経営」に協力しながら、地域利益の実現によって自己の名望家としての正当性を示し、他方で村落末端においては農会や報徳社を媒介にして生産農民を組織化することによって支配の安定化を図っていった。注目すべきは、村落末端において農事改良や農民の組織化を推進する実働部隊として、在村耕作地主・自作上層が寄生地主支配を支えるエージェントとして動員されていた点である。図式化していえば、地域利害の地元還元 \parallel 寄生地主・名望家層、村落末端における農民の組織化 \parallel 在村耕作地主・自作層という重層的な支配形態の成立を意味したのである。この二系列の支配をワンセットにした支配のあり方を名望家支配と概念化することができる。こうした名望家支配において、政党は地主 \parallel 名望家層の「同意」形成装置としての機能を果たした。また、中下層の生産農民も、「我が村、我が町」の生活・生産諸条件の整備と自己の生産力の一定の上昇をもたらすがゆえに、国家と名

望家層の支配に対して、一定の「同意と支持」を与えてその支配下からめとられていった。さらにそうした名望家支配の展開の中において、国家は天皇制イデオロギーをより下層の生産農民にまで浸透化させる諸装置（『小学校、農会・報徳社等）を獲得したのである。

筒井の分析の中で、示唆的な点は、以下の点であろう。先ず、政党、学校等教育機関、農会・報徳社等勸業諸団体、地方行政機構の分析の必要性を指摘した点である。また、地域支配の二様式の形態については、それが、政党を媒介とした地域利益誘導方式と農会活動にみられた生産農民の部落を基盤とした組織化が互いを密接不可分の要素とするものであったことも注目される。特に、農会に関連して、村落末端において農事改良や農民の組織化を推進する実働部隊であった在村耕作地主・自作上層の存在は注目される。しかし、筒井にあつては、彼らの動向について内在的な分析がなされていない。彼らの役割の重要性を指摘するのであれば、なぜ、彼らがそのような行動したのかが問われねばならないであろう。

次に、筒井の日露戦後期についての研究を検討することにした（3）。筒井は、日露戦後の農村問題へのアプローチは、概して二方向からなされてきたという。それは、一つには、経済史、農業問題研究であり、一つには、「地方改良」運動研究であった。この二つの研究方向にはいずれも問題があつた。経済史の分野では、日露戦後の農村問題の中心であつた小学校問題・入会地・水利問題・公租公課問題などの町村行政問題や「地方改良」運動と結び付けて分析する視角そのものが欠如していた。また、「地方改良」運動研究においては、どのような新たな農民支配の原理が打ち出されたのかという点については積極的に明らかにされてはいない。それを明らかにするためには、農村における経済的実態分析、諸階層の対抗関係の分析が必要である。また、部落と行政村の関係についても、農村支配原理との関連のなかで、両者がどのような新たな役割を担わされ、いかなる相互関係をとり結ぶのかという問題がたてられなければならない。

らない。さらに、天皇制の社会基盤の形成の問題は避けて通ることができない。具体的には、在郷軍人会、報徳社などの分析が必要であるが、「地方改良」運動の論理の中には、従来正当に位置づけられてこなかった。

以上の視角に基づいて、筒井は静岡県駿東郡原里村を対象として分析を行っていく。先ず、日露戦後の農村状況について、『形勢一斑』、『県統計報告材料・農事課』、『農家状態一覽』、『蚕糸業組合調査書』、『農会費徴収簿』、『村会決議書』、『小作帳』などの史料から、農村経済の構造と諸階層の存在形態を、『事務報告書』、『歳入出決算書』などの史料から、村財政の状態をそれぞれ明らかにし、共有地問題と陸軍演習場問題について農村支配体制の動揺という視点から考察していく。

次に、農村支配体制の再編について、先ず陸軍演習場問題の「解決」の過程を考察し、「地方改良」運動の展開の実態に関して、農会・青年会・自治会の活動と部落有林野統一事業について跡づけて、その展開の論理を総括する。農会については、日露戦後に運営方針が転換され、画一的な小麦中心主義から各部落の農業構造に見合った商業的農業の積極的育成へと転換する。この方針の転換を受けて、農会活動は活発化していく。農会は、共同購入・販売の斡旋を積極的にを行うようになり、さらに農業技術指導や品評会・講習会活動が盛んになってくる。また、専任農事監督が存在し、その『農事監督日誌』によれば、彼らは部落巡回農事指導をおこなって精力的な活動をしていることがわかる。注目すべきは、彼らは、道路橋梁修繕指導、小学校での自治訓話、青年会指導、自治会出席、納税督促といった「地方改良」諸事業にも積極的に関与していた。彼らは、自作地主・中堅自作であり、彼らは、日露戦後以降ますます寄生化していく層の配下であり、末端部落において農事改良および「地方改良」諸事業の実践的指導を通じて、中下層農民を商業的農業を機軸とした「生産力主義」のもとに、新たに組織化していくオルグナイザーとして登場したのであつた。青年会については、当時の農村青

年の日記によると、農会の緊密な指導のもとに農村青年を各部落における商業的農業の新たな担い手として育成する機能を果たしていたことがわかる。農村青年は、たゆまぬ勤勉と農業技術摂取によって生産力上昇を図ろうとする強い意欲をもつようになってくる。さらに、そうした諸事業の他に、天皇制国家理念や軍国思想が同じ青年会活動の中で鼓吹されていった点も見逃せない。自治会活動については、その設立目的は、農会・青年会などの各種団体の活動を統括し、「地方改良」推進のための挙村一致体制を構築することであったが、その活動の中心は、租税滞納の矯正であった。その指導に従わない者に対しては、氏名を部内に公示するという制裁措置が用意されていた。部落有林野は、分割し統一後は、町村基本財産に編入されて町村財政安定化のための一助とし役立てられていった。

ここで示唆的な点は、以下の点であろう。先ず、農会に関連して、自作地主・中堅自作である専任農事監督の精力的な農事指導などの活動と、その「地方改良」事業への関与が注目される。筒井にあっては、ここでも自作地主・中堅自作の内在的分析がなされていないが、彼らが、なぜ、そうした活動に積極的に対応するのかを明らかにする必要があるであろう。また、農会の青年会に対する指導の問題も注目される。従来の研究にあっては、両者の関係について言及されることはほとんどなかったように思われるが、今後はその関係を解明する必要がある。

さらに、第一次大戦後のいわゆる政党政治確立期についての筒井の研究を検討することにした⁽⁴⁾。筒井は、静岡県駿東郡御殿場町を対象として、その基礎構造の変化の検討から論を始める。『県統計書』、『産業統計台帳』、『形勢一斑』などの史料によって商品市場の展開を、『事務報告書』、『町会決議書』、『産業関係書類』、『戸数割賦課額原簿』、『住所寄留届書綴』、『人口静態調査小票綴』、『戸数割賦課原簿』などの史料によって労働市場の展開を、『戸数割賦課額原簿』、『小作慣行調査』、『小作帳』などの史料によって階層構成および地主小作関係の変化をそれぞれ明らかにしている。次に地方(町

村)行財政分析として、『町会議事録』によって、予算の審議過程を検討し、『事務報告書』、『町会関係書類』、『歳入出決算書』、『町会決議書』、『請願陳情関係綴』、『戸数割賦課原簿』などの史料によって歳出構造・歳入構造を明らかにしている。そして次に地域政治状況および支配構造へと検討を進めていく。

第一次大戦後は、経済変動を背景に様々な要求を盛り込んだ請願運動が展開する。この期の請願運動には、注目すべき特徴があった。第一に、運動の多様化と活発化が顕著に進展したことである。教育関係では、学校誘致運動や、県立移管運動などが活発に展開された。また、小学校教員俸給の国庫支弁や国庫補助額の増額要求が町村から直接国家に対してなされることも注目される。道路交通関係では、停車場設置要求運動や、町村道の県費補助金増額ならびに郡・県・国道への移管要求も道路法施行をにらんで活発化してくる。また、御料地下げ運動・陸軍銃砲兵連隊の誘致運動などの当該地域特有の利益追及も活発化してくる。第二に、諸要求の地域的・社会的広がりが見られたことである。第三に、運動主体が、単に上級行政団体やそこで大名望家層に主導されていた下級団体から要求が提起されるケースがこの時期には多々みられたことである。さらに注目すべき点として、第四に、要求主体の多様化と下降化がこの時期にみられたことである。たとえば、実業学校の県立移管要求についてみると、実業学校の在籍者数はこの時期に急速に増加しているが、この生徒の中には、大地主層の子弟ではなく、地元農村において新たな商業的農業の指導者として活躍する在村耕作地主や中堅自作農の子弟が数多く含まれており、県立移管はそうした農村中間層の要求であった。また、卒業前に甲種昇格の資格が得られないことに不安を感じた三回生の青年たちが、即時認可を県に要求して同盟休校を行うという事件が起きていることが注目される。この事件は、中等実業教育機関の拡充と昇格が、地元青年にとっては、自らの立身出世の機会が大きく開かれるという点が、より大きな関心事とな

つていたことを示している。この時期においては学校教育機関による社会的上昇の経路が地域末端まで完備されることによって、立身出世主義が中・下層の国民層までもとらえていったものと考えられる。また、この時期においては、道路は、金肥や商業的農業生産物の運搬手段という経済的意味を与えられて、工事人夫賃が農民の家計を少しでも潤すようになる、中・下層農民も土木工事に無関心ではいられなくなる。この時期に頻繁に行われた土木関係の請願事項は、そうした声を反映したものと考えられる。また、家畜市場設置や御料地返還要求も、馬耕の普及という状況下で、農業生産の中心的担い手である地主自作、自作・自作上層や、御料地に多くの耕作地を持つ一般農民の要求を反映したものであった。第五に、この時期は、商人層が積極的に請願に加わったことが注目される。

これらの請願運動の内容、特に論理的展開については、以下の特徴を指摘しよう。第一に、請願内容が一方で教育・交通諸機関等の「社会資本」の整備を求めながら、他方で常に補助金増や施設の移管を上級団体に求めており、町村の財政負担の軽減を打ち出している点である。第二に、こうした要求の論理は、従来の国・県・郡・町村の各々の財政負担関係の修正を迫り、さらには「明治地方自治制」のもつ中央集権的官治的性格への根本的批判へと向かわなければならぬ必然性を有していた。しかし、この時期の請願運動の成果は、予想外に少ないものであった。

ここで示唆的な点は、以下の点であろう。まず、請願運動の分析を行った点である。その内容は、教育・交通諸機関等の「社会資本」の整備を求めつつ、町村の財政負担の軽減を打ち出したものであったが、それら「社会資本」の町村にとつての意味をさらに説明する必要がある。また、要求主体の多様化と下降化に関連して例に挙げられている実業学校の県立移管要求について、それは子弟が在籍している在村耕作地主や中堅自作農の要求であったこと、「立身出世主義」が成立していたことも注目すべきであろう。やはりここでも在村耕作地主や中堅自作農といった農村中間層の動向が問題となる

であろう。また、「立身出世主義」の生成のされ方とその構造も検討されねばならないであろう⁽⁵⁾。

さて、さらに筒井は、民力涵養運動の展開の実態について、それを推進した諸団体ごとに検討を加えている。まず農会については、『農会事務報告書』、『農会事蹟調査書』などの史料から、日露戦後から大戦期に展開された書事業がそのまま引き継がれ、それが農会事業の基本になっていることを指摘している。つまり、いわゆる「明治農法」がより広くかつ深く定着していったのであるが、一九二〇年代には、その基盤の上に新たな取り組みが展開される。第一に、共同購入および販売の斡旋事業が飛躍的に発展したことである。第二に、『農事監督日誌』によれば、農事監督の活動の一層の活発化がみられた点である。注目すべきは、農事監督は、民力涵養運動の中で展開される教化事業や請願運動にも関わっている点である。その他にも新たな取り組みがみられたが、このように農会は、一九二〇年代に入ってから、日露戦後から大戦期に施行された事業を一層拡充しながら、さらに流通費の軽減と新たな都市向けの商業的農作物にも取り組んでいたのである。次に青年団については、その大戦期の活動については、従来から行われていた村祭や年中行事・夜学奨励といった活動の他に、次のような特徴的な活動が現れてくる。第一に、青年団がますます戦争動員機関としての活動を展開していったことである。たとえば、日独開戦にあつたの神社詣、入退宮者の歓送迎などである。このような軍事関連活動は、一九一六年二月以降青年団が在郷軍人会と役員会を合同で行うようになると、さらに多面的に展開していく。たとえば、日露戦争陸軍戦勝記念日の忠魂碑参拝、紀元節の教練などが両者の連携のもとに施行されていく。こうした過程で、青年団の主催する講演会も次第に戦争関連の講演が増大し、軍事色が強まっていく。第二に、農会の指導下に種々の農事改良事業が青年団で実践に移されていった点である。品評会・講習会をはじめ、桑園経営の実地訓練などが青年層に施されていった。また、「良妻賢母」の創出のために処女会が設立され、家政に必

要な実践的知識・実技の教授や生産活動や娯楽面にも密着した活動が行われた。さらに少年団が小学校に就学する十一才以上の少年を対象に組織され、春・夏休みを利用した合宿訓練・神社参拝・見学実習・体育的諸行事などが活動として実際に行われた。この他に、諸税滞納への対策として納税組合が各部落ごとに設置されたことや自治会の活動も見逃すことはできない。

以上みてきた地域支配体制は、地方名望家の政治的指導力のもとに、一方で地域住民のさまざまな利益要求の実現を図るとともに、他方でその住民諸層を生産・生活・行財政・思想の諸側面で組織化し統合していくという、二様式の支配の結合形態であった。こうした支配様式は、日清戦後期の「名望家支配」のあり方と一貫性を有するものであるが、諸条件の変化ゆえに改良されたあるいは修正された名望家支配と呼ぶことができる。この二系列の支配は、互いに他を不可分のものとして補い合うものであり、両者セットになつて現れる必然性を有していた。

ここで注目すべきは、まず、民力涵養運動における諸団体の活動とそれら諸団体の関係である。農会活動の活発化、農事監督の民力涵養運動の中で展開される教化事業への関与は、彼らの日露戦後における活動や「地方改良」事業への関与との連続性をもつものとして注目される。また、青年団が農会の指導下に農事改良事業を實踐している点や在郷軍人会との連携のもとに活動している点も見逃す事ができない。これら諸団体の関係を活動の実態に即して解明し、その機能を解明することは重要であろう。

三 町村組織化と農会

さて、以上のようにみてくると、町村における農会の存在が重要であることを指摘し得る。そこで、以下では農会について、研究史の明らかにするところを検討することにした(6)。

農会法を制定して農会を制度化しようとする動きは早くからあつ

たが、最初の農会法案(明治二十四年十一月松方内閣が第二議院に提出)が郡農会を中心とする構成をとっていた点は注目される。周知のごとく、郡制においては、①郡には郡役所が設置され、郡長は官僚の中から多く任命され、②郡会の議席は、その三分の二を郡内の町村会議員による間接選挙で選ばれた議員が占め、残りの三分の一は地価一万円以上の土地所有者が互選した議員が占めるという複選制になっていた。すなわち、このような大地主特権を設けたのは、政府が、農村支配の重要な支柱として大地主層に期待していたからである。このように、制度の創出意図においては、郡制は「上からの官僚支配」といわゆる「名望家支配」とが接触し結合する重要なポイントと考えられていた。最初の農会法案において郡農会が農会組織の中核におかれていた理由もここにあった。もともと、立法の問題とは別個に民間においては農会の設立が進み、府県農会・郡農会・町村農会という系統農会の形態が現れてくる。これは、府県・郡当局の指導・育成によるものが少なくなかったが、この段階における農会の設立は、単に指導・育成によるものではなかった。

当時の民党の主張は、地租軽減・民力休養であったが、それに対して農会に結集した農村指導者が求めていたものは、国家の積極的な農業奨励策であった。この点は、見逃すことのできない重要な点であるといえよう。やがて寄生地主化が進行していくが、寄生化しつつも生産者としての側面をある程度持ち続けていたこの段階の地主層は、政府の農業奨励政策を求めていた。実際、明治二〇年代の農業技術改良は地方権力と地主層との結び付きによって展開された。たとえば、各県庁は熱心に馬耕導入の奨励をし、その支持のもとに馬耕教師の活躍も全国に及んだ。また、郡制との関連では、各郡は大地主の提唱によって馬耕の導入を郡会で決議し、郡費で馬耕教師を雇い、模範田を設置するなどの普及政策につとめた。そして、明治二九―三三年の諸立法によって政府の勸農・農業奨励政策体系が整備されていく。農会法の制定(明治三二年)はその体系の重要な一環であったのである。

ここで問題となるのが、農会はどのようなものとして構想されていたのかという点である。農会構想も地主層の変化にもなつて変化した。農会法の制定の過程で議論の的となつたのが、いわゆる強制制度（強制加入・強制徴収）であつた。当初構想されたのは、老農（指導的生産者）の農会であり、彼らを中心に農会に結集し、組織的に農事改良を進めるために有資格者の強制加入制によつて参加者の幅を広げ、強制徴収制度によつて必要経費を徴収して農会の運営をはかり、なおかつ政府の積極的な保護奨励を要請するといふものであつた。この構想は、地主の寄生化（生産からの離脱）によつて変化を余儀なくされる。寄生化した地主は資産があるが直接農業に従事しなくなり、その一方で直接生産者は農業に従事するが資産がなく農事改良が進まない。そこで、新たな指導力の組織体としての農会とそれによる強制的な指導が要請されるようになる。それゆゑ、より一層政府や地方当局の保護奨励政策に依存することになる。このように、政府や地方当局の保護奨励政策に依存する点では両者は同じであるが、強制制度の持つ意味は変化したのである。

さて、以上みてきたように、直接生産者と寄生化（生産からの離脱）した地主の両者が存在すること、彼らにとつての農会の意味は何かということ、見逃すことのできない重要な問題であろう。この点は、これまでみてきたように町村レヴェルでの農会活動に積極的に対応した者が、在村耕作地主や中堅自作農といった直接生産者であつたことを解く鍵であるといえるのではないか。彼ら直接生産者こそが農事改良を求めていたのであり、彼らの活動こそが農会を機能させたのであり、それゆゑに農会を通じた直接生産農民の組織化が可能となつたといえるのではなからうか。この点は、今後説明すべき課題であらう。

さて、やがて郡制の創出意図をはずれた事態が生じてくる。郡制における複選制と大地主特権の弊害が出てきた。まず、複選制のもとでは、町村会選挙の結果が郡会―府県会選挙をも直接に左右するようにになり、ひいては国会選挙にも影響するようになった。すなわ

ち、町村議会の政党化が進行したのであり、このことは、官僚配の側からみれば脅威である。また、大地主特権についても、選挙前に土地所有名義を取得する「選挙大地主」の出現によつてその意味を失つてしまふ。大地主は必ずしも農村支配の支柱として期待された「名望家」ではなくなつてしまつていたのである。すなわち、これらの事態が示すことは、郡制はその創出意図どおりには統治の機能を果たすことができなくなつたということである。このような事態に直面した第二次山県内閣は、明治三二年に郡制の全面的改正を断行し、複選制と大地主特権を撤廃した。

やがて農会法および農会令が公布（農会法は明治三二年六月、農会令は明治三三年二月）される。こうして農会運動が展開されていく。その際、農業奨励政策の拡大にもなつて、その浸透のために町村農会の下にさらに部落を単位とする組織（その名称は農家小組合、部落農会、農事改良実行組合など）をつくることが奨励されてくる。それは、農事改良の他に、稲作や養蚕における共同作業、農産物の共同販売、肥料その他の必要品の共同購入、貯蓄組合などの諸機能をあわせ持っていた。さらに村落秩序の維持、隣保共助、勤儉貯蓄の奨励などの農民の日常生活の様々な面にわたる規制をもしばしばともなつた。この農家小組合が産業組合や信用組合へとつながつてゆく。この農家小組合は、しだいに増加してゆき、日露戦争を経て明治四〇年代から大正期にかけて、その増加は一層著しくなる。

これまでの研究においてはあまり注目されなかつたが、重要な問題は、農会と地方改良運動の展開との関係である。地方改良運動の展開過程においては、地方農会組織は重要な拠点として考えられた。生活改善や勤儉貯蓄の名のもとに日常生活を規制するという機能を發揮することが農会に期待されたのである。また、村落における若連中の解体・編成替が農家小組合の結成と結び付いて行われたことも注目される。これらの点は、これまでみてきた農会活動に積極的に対応した農事監督などが「地方改良」事業に関与していたことや

農会が青年会などの他の諸団体の活動と密接な関係を有していたことなどと同様に、農会が町村組織化に果たす役割の大きさを示す事実であるといえよう。

結びにかえて

これまで述べてきたことをここで要約することはしないが、いくつかの論点をまとめて、さらに今後の課題を指摘することで結びにかえることにしたい。

筒井に代表されるような「名望家支配」論⁽⁷⁾には、問題点を指摘し得る。それは、その「支配」とそれによってもたらされる「秩序」の問題である。すなわち、そこにおいては、大地主⇨寄生地主⇨「名望家」による「支配」とそれによってもたらされる「秩序」がアプリアリに想定されているように思われる。しかし、大地主⇨寄生地主による「支配」とはいかなるものかについての分析は不十分であるように思われる。また、この点に関連して、在村耕作地主や中堅自作農の活動が町村の「秩序」に対して有する意義は軽視すべからざるものであり、その位置づけも問題とならう。彼らとその活動について、「寄生地主支配を支えるエージェント」とか「支配基盤の下降化」といった位置づけをするだけでは不十分であり、彼らの動向の内在的な分析・説明が必要であらう。この点に関連して、農会の分析は重要であり、さらに青年会、在郷軍人会などの諸団体について、農会との関係を含めて、その活動の実態とその機能、さらに、農村と政党との関係なども説明されなければならない⁽⁸⁾。

町村の実態を説明するためには、さらに以下の諸点についての検討が必要であらう。まず、地方行財政についての検討である⁽⁹⁾。町村行政として何が行われていたのが、教育・土木・衛生・勸業等の各分野について明らかにされなければならない。また、それに関連して学校等教育機関の地域社会において果たす機能の検討も重要であらう。地方財政については、いうまでもなく町村財政の検討が

必要である。その際、教育費、戸数割、地方税、義務教育国庫負担金増額問題、地租営業税地方委譲問題などについての検討が重要であらう。さらに、町村政治状況の解明が必要である。その際には、町村議会の審議過程の検討や請願運動の分析が重要であらう。

この他に重要な問題は、町村の史料には何があり、それをいかに分析すれば町村を解明できるのかといったことを含めて、近代史料論をいかに構築するかという問題がある。また、果たしてこうした町村像の解明作業は個人の力をもってしてどこまで可能なのか、共同研究をするのなら、それをいかに組織化・運営していくのかといった問題など、残された課題はあまりに多いといわねばならない。

注

- (1) 有泉貞夫『明治政治史の基礎過程』（吉川弘文館、一九八〇年）、同『日本近代政治史における地方と中央』（『日本史研究』二七一号、一九八五年）など。以下の分析は、『明治政治史の基礎過程』についてのものである。
- (2) 筒井正夫「日本産業革命期における名望家支配」（『歴史学研究』五三八号、一九八五年）。
- (3) 筒井正夫「日本帝国主義成立期における農村支配体制」（『土地制度史学』一〇五号、一九八四年）。
- (4) この他に日露戦後の農村に関する研究としては、遠藤俊六「『模範村』の成立と構造」（『日本史研究』一八五号、一九七八年）、重松正史「日露戦後農村の社会秩序と政治」（『日本史研究』三二六号、一九八九年）、勝部眞人「日露戦後農政と農民」（『日本史研究』三二六号、一九八九年）などを参照。
- (5) 筒井正夫『政党政治』確立期における地域支配構造(1)～(4)、『彦根論叢』第二四四、二四五、二四八、二四九号、滋賀大学経済学会、一九八七年六、八月、一九八八年一、三月）。
- (6) 「立身出世主義」については、大門正克の一連の研究、「近

代日本における農村社会の変動と学校教育」(『ヒストリア』一三三号、一九九一年)、「学校教育と社会移動」(中村政則編『日本の近代と資本主義』東京大学出版会、一九九二年)、「農村から都市へ」(成田龍一編『都市と民衆』吉川弘文館、一九九三年)、『近代日本と農村社会』(日本経済評論社、一九九四年)を参照。

(6) 以下の記述は、次の研究に拠っている。増田毅「系統農会組織の成立」(『神戸法学会雑誌』第九巻 第三号、一九五九年)、同「系統農会組織の確立過程」(同第一五巻 第二号、一九六五年)、渡辺洋三「農業関係法(法体制確立期)」(『日本近代法発達史2』勁草書房、一九五八年)、三谷太一郎『日本政党政治の形成』(東京大学出版会、一九六七年)。

(7) いわゆる「名望家支配」論については、筒井正夫「近代日本の名望家支配」(『歴史学研究』五九九号、一九八九年)、石川一三夫「近代日本の名望家と自治」(木鐸社、一九八七年)、『社会科学』三七号、特集「近代地方名望家の研究」(同志社大学人文科学研究所、一九八六年)所収の松本通晴「近代名望家の研究」、田中和男「近代日本の『名望家』像」、高久嶺之介「大正期の名誉職町村長について」などを参照。

(8) これらの点に関連して、先ず日露戦後における青年会の組織化および再編成については、住友陽文「日露戦後における青年会組織化の前提」(『史泉』第六六号、一九八七年)、同「形成期青年会の論理と展開」(『日本史研究』三四〇号、一九九〇年)、岩田重則「日露戦後における若者組の解体と青年会の設立」(『日本民俗学』一七四号、一九八八年)などを参照。在郷軍人会については、佐々木隆爾「日本軍国主義の社会的基盤の形成」(『日本史研究』六八号、一九六三年)、大江志乃夫「国民教育と軍隊」(新日本出版社、一九七四年)、鈴木正幸「日露戦後の農村問題の展開」(『歴史学研究別冊特集 世界史における民俗と民主主義』一九七四年)などを参照。

農村と政党との関係については、宮崎隆次「大正デモクラシー期の農村と政党」(『国家学会雑誌』第九三巻七・八、九、一〇、一一・一二号、一九八〇年)、源川真希「日露戦後経営期における農村振興政策と政党」(『日本史研究』三五八号、一九九二年)を参照。

(9) 地方行政については、筒井正夫「農村の変貌と名望家」(『シリーズ日本近代史2 資本主義と自由主義』岩波書店、一九九三年)を参照。学校教育機関については、日露戦後の農村小学校問題を検討した鈴木正幸「前掲論文、土方苑子「近代日本の学校と地域社会」(東京大学出版会、一九九四年)を参照。

地方財政については、吉岡健次『日本地方財政史』(東京大学出版会、一九八七年)、坂本忠次『日本における地方行政の展開』(御茶の水書房、一九八九年)、大石嘉一郎・西田美昭編『近代日本の行政村』(日本経済評論社、一九九一年)、水本忠武「戸数割に関する研究」(『八潮市史研究』第一四号、一九九三年)、植山淳「明治・大正期の川口村財政と江の島橋梁」(『藤沢市史研究』第二八号、一九九五年)などを参照。

〔付記〕

本来ならば、注記したのみで検討を加えていない諸研究(とりわけ前掲『近代日本の行政村』および大鎌邦雄「行政村の執行体制と集落」(日本経済評論社、一九九四年)その他の取り上げるべき諸研究を検討すべきであるが、今回は果たし得なかった。この点については今後の課題として別の機会に果たすことにしたい。読者のご意見を請う次第である。